

# けんしん相続定期預金

お客様の  
大切な財産を  
次世代に繋げるために

適用金利は、お預け入れ日の店頭表示金利に下記の年利を上乗せします。

6ヶ月もの  
プラス年0.50%

1年もの  
プラス年0.25%

3年もの  
プラス年0.30%

対象となる お客さま	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、組合員の方（組合員は同時加入いただけます。）</li><li>・金融機関（当組合以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れされる個人の方 相続により取得した有価証券等の売却資金もお預入れ可能です。</li><li>・お預け入れは、当組合本支店のうちいずれか1店舗のみとします</li></ul>
取扱期間	平成29年4月3日～平成30年3月30日
対象商品	スーパー定期預金、スーパー定期預金300
お預け入れ金額	1相続あたり100万円以上1,000万円未満(1円単位)でかつ相続した金額を上限とします。 ※1,000万円以上の際は、ご相談ください。
お預け入れ期間	6ヶ月、1年、3年 の自動継続扱いとなります。
お預け入れ形式	証書式、通帳式（総合口座を含みます。）
適用金利	6ヶ月：店頭表示金利＋年0.50% 1年：店頭表示金利＋年0.25% 3年：店頭表示金利＋年0.30% ※上乗せ金利は初回満期日までとし、満期後は継続時の店頭表示金利で自動継続となります。
手続きに 必要なもの	1. 当組合で相続手続きをされた方 ①本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、顔写真付住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証等のうちいずれか)ただし、顔写真の無い本人確認書類の場合は、追加で別の本人確認書類もしくは現住居の記載がある公共料金の領収書等が必要 ②お届け印鑑 2. 当組合以外で相続手続きされた方 ①本人確認書類 ②お届け印鑑 ③「お預け入れされる方が相続人であること」「相続手続きの完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類 ③の例としては、・相続人である事の記載ある戸籍謄本（写し）・被相続人名義の解約済み通帳または計算書（写し）・金融機関に提出した相続手続き依頼書（写し）・遺産分割協議書（写し）・遺言書（写し）など ※確認内容によって上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

- 上記表示の金利は税引き前であり、お受取利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）
- 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
- 当組合は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明や誤解を招く勧誘は行いません。

あなたを応援する  
地元の金融機関



けんしんHPへ